額に十二分の三を乗じて得た額及び当該年度における法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額のうち、出産減額対象者に係る額に十二分の九を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（零未満の場合は零とする。）

(1)～(4)　（略）

ハ～ヲ　（略）

二　（略）

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ・ロ　（略）

ハ　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、前期高齢者交付金按分額を控除した額）から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第一号ハ(2)及び(3)に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ニ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第二号ロ(2)及び(3)に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

(3)　当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額

三　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ・ロ　（略）

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)　当該年度における当該市町村の介護納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

(2)　当該年度における当該市町村の法第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金に相当する額

2～6　（略）

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例）

第二条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県（次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第四条第一項第一号ハ(2)	（略）	（略）

(1)～(4)　（略）

ハ～ヲ　（略）

二　（略）

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　イ及びロに掲げる額の合算額からハ及びニに掲げる額を控除した額

イ・ロ　（略）

ハ　イ及びロに掲げる額の合算額（当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において前期高齢者交付金がある都道府県内の市町村にあつては、前期高齢者交付金按分額を控除した額）から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第一号ハ(2)に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ニ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

（新設）

二　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　（略）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第二号ロ(2)に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　次に掲げる額の合算額

(1)・(2)　（略）

（新設）

三　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ・ロ　（略）

ハ　当該年度における当該市町村の介護納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

2～6　（略）

附　則

（退職被保険者等所属都道府県の調整交付金の特例）

第二条　法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属都道府県（次条において「退職被保険者等所属都道府県」という。）について、第四条から第七条までの規定及び附則第七条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
第四条第一項第一号ハ(2)	（略）	（略）